

令和元年度

古平町の教育に関する事務の管理
及び執行状況の点検・評価報告書

令和2年11月
古平町教育委員会

目 次

1	はじめに	1
I)	点検・評価の実施趣旨	1
II)	学識経験者の意見等	2
2	教育委員会事務局職員の職種別配置状況	3
3	教育委員会の状況	4
(1)	教育委員名簿	4
(2)	教育委員会の開催状況	5
(3)	教育長・教育委員研修等	6
4	教職員住宅の管理状況	7
(1)	学校別入居状況	7
(2)	教職員通勤状況	7
5	所管する事務・事業について	8
I)	管理係所管事項	8
(1)	学級編制と教職員配置状況	8
(2)	児童生徒数	9
(3)	学校施設状況	9
(4)	教育費決算状況	9
(5)	卒業後の状況	9
(6)	学校保健	10
(7)	要・準要保護児童生徒就学援助	10
(8)	独立行政法人日本スポーツ振興センター加入状況	11
(9)	古平町奨学生の状況	11
(10)	教科書採択	12
(11)	学校給食の実施状況	13
II)	生涯学習係所管事項	14
(1)	社会教育委員・職員研修及び指導者研修等	14
(2)	生涯学習推進体制事業	15
(3)	家庭教育事業	15
(4)	青少年教育事業	15
(5)	成人教育事業	16
(6)	高齢者教育事業	16
(7)	芸術文化事業	16
(8)	読書(図書)活動事業	17
(9)	文化団体連絡協議会	18
(10)	社会教育関係施設	18
(11)	古平町指定文化財	18
III)	生涯スポーツ係所管事業	18
(1)	健康教室事業	18
(2)	水泳教室事業	18

(3) 各種教室	19
(4) 各種大会	19
(5) 委員・職員研修及び指導者養成	20
(6) 施設利用状況	20
(7) 海洋センター利用団体	20
(8) 体育連盟加入団体	20
(9) 社会体育施設	21
令和元年度事務・事業評価一覧	22
参考資料【学識経験者意見全文】	25

1 はじめに

I) 点検・評価の実施趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するとともに、これを議会に提出し、公表するとされています。

これに基づき、古平町教育委員会では、「令和元年度古平町教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関する実施方針」（令和 2 年 8 月 2 4 日教育委員会決定）に基づき、着実な教育行政の推進を図り、町民への説明責任を果たしていくため、前年度における教育委員会活動状況の点検を行うものです。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅱ) 学識経験者の意見等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項に関し、学校教育関係者として古平町校長会の会長である本田亨氏に、社会教育関係者として古平社会教育委員であり古平町学校運営協議会会長である加我孝芳氏にご意見、ご指導及びご助言をいただきました。この結果については、今後の施策や事業等に活用してまいります。

【意見総評】

- 計画的に準備を進めてきたコミュニティ・スクールがスタートし、町として地域全体で子どもを育てる方針を明確にできたことが素晴らしいと受け止めている。これをふまえ学校は、これまで以上に学校の教育活動をオープンにし、町民と協働的に教育活動を推進することが大切になっていくと考える。コミュニティ・スクールが着実に活動の質を高めることができるよう、望ましい学校運営協議会の活動づくりを進めていただきたい。
- これからの時代の教育予算編成やその執行については、「計画通りできたかどうか」だけで取組の成否を判断するのではなく、学校や地域の実態や要望を細かく聞き取るなど、今まで以上に実情に応じた効果的な予算づくりを行うとともに、年度途中でも随時学校や地域の実態・課題を把握し、より重要度の高い課題に即応した柔軟な執行を進める努力をしていただきたい。
- 教職員の働き方改革は、学校の自助努力だけでなく、コミュニティ・スクールの充実や学校現場における I T 環境の向上など、複数の視点で同時並行的に取り組みを進めていただきたい。
- 学校教育では、「確かな学力」の育成、家庭学習の習慣化のための「ふるびら通学合宿」で 4 日間 16 人参加、「放課後ふるびら塾」は 27 回の開催で延べ 581 人が参加されたことは学力向上に一定の効果が期待されるほか、文化・スポーツ活動の推進など積極的な姿勢がうかがえ、概ね妥当な内容であり、今後さらに充実した教育事務をお願いしたい。
- 生涯学習では、古平町第 4 次社会教育中期計画や教育行政執行方針等に基づき町民に対し様々な学習活動等が例年どおり展開され、社会教育団体等の助成・支援も行われ一定の効果が認められる。しかし、成人教育・高齢者教育部門に関しては参加者が限定的で参加人数も減少傾向にあり内容の変更や参加者増に対し検討が必要かと思われる。
- 児童・生徒には一年を通し様々な体験や学習の機会が与えられており文化活動やスポーツ等一定以上の成果があり高く評価したい。また、学校教育に関して、A I、I o T 技術の進展により学校教育にも G I G A スクール構想など、デジタル教育化は次代を担う子供達には避けて通れぬツールの一つであるが、画一的になったり豊かな個性ある人材育成からかけ離れないよう見守りが必要かと思う。
- 急激な少子高齢化の影響から文化・スポーツ団体、サークル活動等の地域活動事業は参加者が毎年減少傾向にあり、予算やボランティアの関係もあると思うが、今後の古平町活性化のため各団体の会員の確保、組織存続のため後継者の育成を図るなどして衰退しないよう継続的に検討するようお願いする。

2 教育委員会事務局職員の職種別配置状況

<p>◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (事務局)</p> <p>第17条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。 2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。</p> <p>◎ 古平町教育委員会行政組織規則 (職名)</p> <p>第8条 事務局に置かれる職員の職名は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 教育次長 (2) 係長 (3) 社会教育主事 (職の任命)</p> <p>第9条 事務職員の任命は、次の区分によって、教育委員会が行う。 (1) 主任 (2) 主事 (3) 社会教育主事 (4) 主事補 (5) 社会教育主事補 (6) 公務補 (7) 運転手 (8) 調理師 (9) 調理員</p> <p>2 学校に勤務する職員の職は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 主事 (2) 主事補 (3) 公務補</p>
--

(平成31年4月1日現在)

	次長	係長	社会教育主事	主任主事	不登校児童生徒相談員	外国語指導助手	調理員	公務補
	人 1	人	人	人	人	人	人	人
管理係		1		主任1		1		
生涯学習係・生涯スポーツ係		1	併任 (1)	主事3	委託 1			
小学校								委託 2
中学校								委託 1
給食センター		1					委託 5	
文化会館								委託 1
計	1	3	(1)	主任1 主事3	1	1	5	4

3 教育委員会の状況

<p>◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (組織)</p> <p>第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。</p> <p>3～4 省略</p> <p>5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない。</p> <p>(任期)</p> <p>第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 教育長及び委員は、再任されることができる。</p> <p>(教育長)</p> <p>第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。</p> <p>2 教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。</p>

(1) 教育委員名簿

(平成31年4月1日現在)

	氏名	就任年月日	任期満了日	
教育長	石川 忠博	平成30年4月1日	令和3年3月31日	1期目
委員	白川 浩一	平成27年10月1日	令和元年9月30日	3期目
委員	菊地 修二	平成28年10月1日	令和2年9月30日	4期目
委員	本間 炊	平成29年10月1日	令和3年9月30日	2期目
委員	本間 利和子	平成30年10月1日	令和4年9月30日	2期目

※地教行法第13条第2項に定める指名委員 白川浩一委員

<p>◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (会議)</p> <p>第14条 教育委員会の会議は、教育長が招集する。</p> <p>2 教育長は委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅延なく、これを招集しなければならない。</p>

(2) 教育委員会の開催状況

期 日	協 議 事 項	出席委員数
31. 4. 25	(報告) ・ 古平町立学校に係る部活動の方針について (議案) ・ 第4地区教科書採択教育委員会協議会における古平町教育委員会代表委員の選任について ・ 第4地区教科書採択教育委員会協議会における古平町教育委員会代表委員の代理人の選任について ・ 平成31年度古平町奨学生の決定について	4人
1. 5. 28	(議案) ・ 古平町学校給食センター運営協議会委員の委嘱について	5人
1. 6. 24	(議案) ・ 令和元年度古平町教育予算の補正(第1号)について	4人
1. 7. 30	(議案) ・ 古平町学校給食センター運営協議会規程の一部改正について	5人
1. 8. 26	(議案) ・ 令和2年度使用小学校用教科用図書の採択について ・ 令和2年度使用中学校用教科用図書の採択について ・ 令和2年度使用一般用図書の採択について ・ 古平町立学校における働き方改革アクションプラン(行動計画)の一部改正について	5人
1. 9. 20	(議案) ・ 令和元年度古平町教育予算の補正(第2号)について ・ 平成30年度古平町教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関する実施方針について	5人
1. 10. 29	(議案) ・ 古平町立学校管理規則の一部改正について	5人
1. 11. 28	(議案) ・ 古平町B&G海洋センターの設置及び管理運営に関する条例の一部改正について ・ 令和元年度古平町教育予算の補正(第3号)について	5人
1. 12. 23	(議案) ・ 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定について	5人
2. 1. 28	(議案) ・ 古平町青少年問題協議会条例を廃止する条例について ・ 古平町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等について	5人
2. 2. 27	(議案) ・ 令和元年度古平町教育予算の補正(第4号)について ・ 令和2年度古平町教育予算について	5人

	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度全国学力学習状況調査の実施について 	
2. 3. 27	(議案) <ul style="list-style-type: none"> 古平町立学校管理規則の一部改正について 古平町学校運営協議会規則の制定について 古平町立学校における働き方改革アクションプラン(行動計画)の改正について 古平町スポーツ推進委員の委嘱について 古平町教育委員会事務局職員の人事発令について 古平町いじめ防止基本方針の策定について 	5人

(3) 教育長・教育委員研修等

期 日	会 議 名 等	会 場	出席者
31. 4. 2	平成31年度教職員辞令交付式	文化会館	教育長ほか
31. 4. 5	平成31年度古平小中学校入学式 (午前：小学校、午後：中学校)		教育長ほか
31. 4. 8	余市紅志高校入学式	紅志高校	教育長
31. 4. 9	余市養護学校入学式	養護学校	教育長
31. 4. 11	第1回管内教育長会議	俱知安町	教育長
	管内小中学校長会議	俱知安町	教育長
	管内教育機関関係団体懇談会	俱知安町	教育長
31. 4. 12	古平町奨学金選考委員会	文化会館	教育長ほか
31. 4. 23	第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会	文化会館	教育長
1. 5. 16	北後志特別支援連携協議会教育長部会	余市町	教育長
1. 5. 18	札幌古平会総会	札幌市	教育長
1. 5. 22	後志町村教育委員会協議会総会	俱知安町	教育長
	第1回第4地区教科書採択教育委員会協議会	俱知安町	教育長
1. 5. 25	古平小学校運動会	小学校	教育長ほか
1. 5. 30	北海道B&G地域海洋センター連絡協議会総会	砂川市	教育長ほか
1. 5. 31	古平中学校体育大会	中学校	教育長ほか
1. 6. 7	第67回北海道公立文教施設整備期成会定期総会	札幌市	教育長
1. 6. 14	北後志防犯協会総会	余市町	教育長ほか
1. 6. 26	北後志租税教育推進懇話会定期総会	余市町	教育長ほか
1. 7. 8	余市紅志高校の在り方を考える会	余市町	教育長
1. 7. 11	北海道市町村教育委員研修会	札幌市	教育長ほか
1. 7. 16	第2回管内教育長会議	俱知安町	教育長
1. 7. 19	第2回第4地区教科書採択教育委員会調査委員会	ニセコ町	教育長
1. 7. 25	第2回第4地区教科書採択教育委員会協議会	俱知安町	教育長
1. 8. 2	第3回第4地区教科書採択教育委員会協議会	俱知安町	教育長ほか
1. 8. 21~22	後志町村教育委員会協議会夏季研修会	余市町	教育長
1. 9. 20	小学校マラソン大会	小学校	教育長
1. 9. 30	後志小中学校長会北ブロック研究交流会	文化会館	教育長
1. 10. 2	管内公立小中学校教職員人事推進会議、他	俱知安町	教育長
1. 10. 14	第44回古平ロードレース大会	町内	教育長ほか
1. 10. 20	第55回小樽・全後志対抗柔道大会	海洋センター	教育長ほか

1. 10. 21	後志小中学校長会研究大会	京極町	教育長
1. 10. 23	後志小中学校教頭会北ブロック研修会・教育懇談会	余市町	教育長
1. 10. 25	北海道町村教育委員会連合会教育長部会研修会	札幌市	教育長
1. 10. 31	管内教育委員会教育委員研修会・教育懇談会	ニセコ町	教育長ほか
1. 11. 3	第 52 回古平町文化祭発表会	文化会館	教育長ほか
1. 11. 9	小樽商業高校閉校記念式典	小樽市	教育長
1. 11. 10	MOA美術館小樽児童作品展表彰式	小樽市	教育長
1. 12. 6	余市紅志高校研究発表会	余市町	教育長
1. 12. 20	生きがいつくり生涯学習講座	海洋センター	教育長ほか
2. 1. 12	令和 2 年古平町成人式	文化会館	教育長ほか
2. 1. 16	第 2 回管内公立小中学校教職員人事推進会議	俱知安町	教育長
2. 1. 20～22	B & G 全国サミット	東京都	教育長ほか
2. 1. 29	子ども未来会議	文化会館	教育長
2. 2. 19	後志町村教育委員会協議会研修会	ニセコ町	教育長
2. 3. 13	第 72 回古平中学校卒業証書授与式	中学校	教育長
2. 3. 19	第 127 回古平小学校卒業証書授与式	小学校	教育長

4 教職員住宅の管理状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

建築年月日	住 所	建築面積	家 賃	備 考
S50	浜町 368-2 (清住)	72.90 m ²	8,500 円	S61 移転
S50	浜町 397-1 (浜一)	72.90 m ²	8,500 円	S61 移転
S51	浜町 397-1 (浜一)	72.90 m ²	9,300 円	S62 移転
S55	浜町字土場 1515 (浜一)	72.90 m ²	13,000 円	国庫補助住宅
S55	浜町 456-6 (あけぼの)	66.35 m ²	12,000 円	国庫補助住宅
S55	浜町 456-6 (あけぼの)	66.35 m ²	12,000 円	国庫補助住宅
H 4	浜町字チョペタン川 369-2 (清住)	76.14 m ²	20,300 円	H15 移転
H 5	浜町字チョペタン川 369-6 (清住)	103.68 m ²	28,800 円	H16 移転
H 6	浜町字中川原 774-1 (あけぼの)	76.54 m ²	17,200 円	H17 移転
H 7	浜町字中川原 774-1 (あけぼの)	76.54 m ²	17,200 円	H17 移転
H17	浜町 654-3 (浜三)	105.57 m ²	29,500 円	H27 移転

(1) 学校別入居状況

小 学 校	3 戸	
中 学 校	4 戸	
教委職員等	1 戸	
空 家	2 戸	(浜一)
計	10 戸	

(2) 教職員通勤状況

	小学校	中学校
古平町	3 人	古平町 4 人
余市町	9 人	余市町 6 人
仁木町	1 人	小樽市 2 人
小樽市	4 人	

5 所管する事務・事業について

I) 管理係所管事項

<p>◎ 学校基本調査規則（抜粋） （調査の範囲、区分及び時期）</p> <p>第4条 学校基本調査は、学校、卒業者及び不就学の学齢児童生徒について次の区分及び時期によって行う。</p> <p>一 学校調査 毎年5月1日現在 四 学校施設調査 毎年5月1日現在 五 学校経費調査 前会計年度間 六 卒業後の状況調査 前学年度間の卒業者について、毎年5月1日現在</p> <p>（調査事項）</p> <p>第5条 学校基本調査は、前条の区分により次に掲げる事項の全部又は一部について行う。</p> <p>一 学校調査 4 教員及び職員の数 5 幼児、児童、生徒又は学生の在籍状況及び出席状況</p> <p>四 学校施設調査 3 土地又は建物の用途別、構造別等の面積 4 土地又は建物の増減の状況</p> <p>五 学校経費調査 3 経費に関する事項</p> <p>六 卒業後の状況調査 4 卒業者の進学、就職等の状況</p>

(1) 学級編制と教職員配置状況

(令和元年5月1日現在)

学校名	普通学級						特別支援学級	校長・教諭	養護教諭	事務職員
	1年	2年	3年	4年	5年	6年				
古平小学校	学級 1	学級 1	学級 1	学級 1	学級 1	学級 1	学級 2	人 15	人 1	人 1
古平中学校	1	1	1				1	10	1	1
計	2	2	2	1	1	1	3	25	2	2

(2) 児童生徒数

(各年度5月1日現在)

学校名	令和元年度	平成30年度	対前年度比
古平小学校	107 (5)	103 (3)	4 (2)
古平中学校	45 (1)	44 (1)	1 (0)
計	152 (6)	147 (4)	5 (2)

※ () 内は、特別支援学級児童生徒数の再掲

(3) 学校施設状況

	校舎		屋内運動場		校地面積		
	必要面積	保有面積	必要面積	保有面積	建物敷地	運動場	その他
小学校	3,363 m ²	3,706 m ²	922 m ²	813 m ²	6,926 m ²	22,822 m ²	14,453 m ²
中学校	2,643 m ²	2,892 m ²	1,162 m ²	1,179 m ²	10,750 m ²	12,482 m ²	5,813 m ²

(4) 教育費決算状況

(単位：千円)

	元年度決算額	元年度予算額	予算残額	執行率%	備考
1 教育総務費	20,231	22,815	2,584	88.7	
2 小学校費	42,033	44,258	2,225	95.0	繰越明許費含む
3 中学校費	71,727	88,956	17,229	80.6	繰越明許費含む
4 学校給食運営費	13,447	14,241	794	94.4	
5 社会教育費	2,330	3,012	682	77.4	
6 保健体育費	17,233	19,278	2,045	89.4	
7 文化会館費	3,749	4,360	611	86.0	
計	170,750	196,920	26,170	86.7	

(5) 卒業後の状況

(平成31年3月卒業生)

進路先	学科・コース	人数	備考
小樽桜陽高等学校	普通科	5	
小樽未来創造高等学校	機械電気	2	
	情報会計マネジメント	2	
小樽水産高等学校	栽培漁業	1	
余市紅志高等学校	総合学科	2	
余市養護学校		1	

(6) 学校保健

◎ 学校保健安全法 (学校医、学校歯科医及び学区薬剤師) 第 23 条 学校には、学校医を置くものとする。 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
--

指定学校医等一覧

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

内科医	町立診療所海のまちクリニック	草野 満 夫	古平町
眼科医	北川眼科	北川 文 彦	余市町
耳鼻科医	おたるイアクリニック	鈴木 敏 夫	小樽市
歯科医	佐久間歯科医院	佐久間 龍 一	古平町
薬剤師	町立診療所	小 貫 中	古平町

(7) 要・準要保護児童生徒就学援助

◎ 学校教育法 (保護者に対する援助) 第 19 条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

(単位：千円)

区分	要・準要保護 児童生徒数	学校給食費	新入学児童 生徒学用品 費 入学前新入 学児童生徒 学用品費	通学用品費	体育実技用 具費	学用品費	修学旅行費	校外活動費	PTA 会費	生徒会費 通学費 クラブ活動 費
小学校	人 38	1,701	255	70	292	421	100	37	42	—
中学校	13	667	235	21	114	278	161	84	24	135
計	51	2,368	490	91	406	699	261	121	66	135

※ 特別支援教育児童生徒就学援助含む。

(8) 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入状況

◎ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法 (災害共済給付及び免責の特約) 第16条 災害共済給付は、学校の管理下における児童生徒の災害につき、学校の設置者が、児童生徒の保護者の同意を得て、当該児童生徒等についてセンターとの間に締結する災害共済給付契約により行うものとする。 第17条 災害共済給付に係る共済掛金の額は、政令で定める額とする。
--

区分	加入人数	災害共済掛金 設置者負担金	給付状況	
			件数	金額
小学校	107人	95,935円	9件	147,204円
中学校	45人	40,035円	6件	81,154円
計	152人	135,970円	15件	228,358円

(9) 古平町奨学生の状況

◎ 古平町奨学金給与条例 (目的) 第1条 この条例は、能力のあるにもかかわらず、経済的な理由により、就学困難な生徒に奨学金を給与し、有用な人材を育成することを目的とする。 (奨学金の額) 第7条 教育委員会は、毎年予算の範囲内において、奨学金を給付するものとする。ただし、1人ついて月額5,000円以内とする。 2 奨学金は、返済の義務を負わないものとする。			
給与の状況	高等学校	高等専門学校	計
	3人	0人	3人
	180,000円	0円	180,000円
3年生 3人 (継続)			

(10) 教科書採択

<p>◎ 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律 (趣旨)</p> <p>第1条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。</p> <p>◎ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 (採択地区)</p> <p>第12条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域によって、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。</p> <p>◎ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 (採択の時期)</p> <p>第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行わなければならない。 (同一教科用図書を採択する期間)</p> <p>第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条第1項に規定する場合を除き、4年とする。</p>

	小 学 校	中 学 校
科目	31年度使用教科書	28～31年度使用教科書
国語	光村図書出版	光村図書出版
書写	光村図書出版	光村図書出版
社会	教育出版(株)	—
社会(地理)	—	東京書籍(株)
社会(歴史)	—	東京書籍(株)
社会(公民)	—	東京書籍(株)
地図	(株)帝国書院	(株)帝国書院
算数・数学	教育出版(株)	教育出版(株)
理科	東京書籍(株)	(株)新興出版社啓林館
生活	東京書籍(株)	—
音楽	教育出版(株)	教育出版(株)
美術・図工	日本文教出版(株)	日本文教出版(株)
家庭	開隆堂出版(株)	開隆堂出版(株)
保健・体育	(株)学研教育みらい	(株)学研教育みらい
技術・家庭	—	開隆堂出版(株)
英語	—	東京書籍(株)
道徳	教育出版(株)	東京書籍(株)

※ 平成31年度使用教科用図書採択日：平成30年8月30日（第8回定例教育委員会）

(11) 学校給食の実施状況

<p>◎ 学校給食法 (経費の負担)</p> <p>第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者負担とする。</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。</p> <p>◎ 学校給食法施行令 (設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)</p> <p>第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。</p> <p>二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費</p> <p>◎ 学校給食実施基準 (学校給食の実施回数等)</p> <p>第2条 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週5回、授業日の昼食時に実施されるものとする。</p>
--

	年間給食数	1食当り単価	年間実施食数	給食内容
小学校	174 食	267 円	22,283 食	・ 飲用牛乳 週5回実施 ・ 給食用パン 週1回実施
中学校	184 食	317 円	10,651 食	・ 給食用米飯 週3回実施(古平産) ・ 給食用種類 週1回実施
センター職員等	190 食	267 円	1,227 食	・ 主な地場産食材 米、豚肉、鶏卵

II) 生涯学習係所管事項

◎ 社会教育法

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、指導と助言を与えることができる。

(1) 社会教育委員・職員研修及び指導者研修等

期 日	事 業 名	会 場	出席者
31. 4. 26	管内社会教育担当者会議	俱知安町	中島主事外
1. 5. 21	管内社会教育委員連絡協議会総会	蘭越町	吉野委員長外
1. 5. 29～31	全道社会教育研究セミナー	札幌市	小原係長
1. 6. 25	新ひだか町図書館三石分館視察	新ひだか町	石川教育長外
1. 7. 8～9	北海道市町村社会教育委員長等研修会	札幌市	吉野委員長外
1. 8. 27	管内コミュニティ・スクール推進協議会	俱知安町	小原係長
1. 9. 19～20	道央ブロック社会教育研究協議会	小樽市	小原係長外
1. 10. 10～11	北海道社会教育研究大会	帯広市	吉野委員長外
1. 10. 16	北海道地域学校協働活動推進協議会	札幌市	小原係長
1. 10. 18	管内社会教育委員正副委員長研修会	蘭越町	吉野委員長外
1. 1. 8	コミュニティ・スクール先進地視察	壮瞥町	石川教育長外
2. 2. 21	管内社会教育委員研修大会	蘭越町	吉野委員長外

(2) 生涯学習推進体制事業

事業名	期日	会場	備考
まなびの教育相談窓口の開設	通年	文化会館	学習情報提供及び相談窓口
地域学校協働活動	通年		小学校3件、中学校7件 述べ13人(スキー、柔道)
古平小学校放課後学習ボランティア	通年	古平小学校	ボランティア登録4人 年56回実施
図書館ボランティア	通年	文化会館	ボランティア登録5人 年132回実施

(3) 家庭教育事業

事業名	期日	会場	参加者数	備考
まなびの教育相談窓口 (児童・生徒指導等)	通年	海洋センター	件数 20件	町内パトロール10件 「まち愛」の利用における 生徒指導等10件
読み聞かせ事業	通年	古平小学校	小学校20回 延561人	
託児事業	4回	古平小学校	延30人	小学校参観日託児の ための職員派遣
ブックスタート事業	4回	福祉センター	7組14名 の親子	読み聞かせ等
家庭教育講座	9月5日	漁港会館	保護者9名	講師：後志教育局 社会教育指導班主査 河村 武司氏
親子料理教室	9月7日	文化会館	4組10名 の親子	講師：栄養教諭 滝上 由美子氏
教育講演会	11月20日	文化会館	約130名	講師：たいわ士 高杉 ゆうこ氏

(4) 青少年教育事業

事業名	期日	会場	参加者数	備考
少年少女わんぱく王国	4~3月 (8回)	海洋センター外	延117人	登録者数45人 3月は新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
学力向上 促進事業	放課後ふるびら塾	5~3月 (27回)	文化会館	登録者数36名 3月は新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中止
	ふるびら通学合宿	9月3日 ~6日	漁港会館	16人

青少年の体験活動推進事業 (ジュニアリーダーコース)	7月29日 ～31日	ネイパル森	2人	中学生2人
古平町成人式	1月12日	文化会館	男 11人 女 10人 計 21人	対象 25人 H11.4.2～H12.4.1 生 来賓 24人 父母 22人

(5) 成人教育事業

事業名	期日	会場	参加者数	備考
英会話教室「デバン先生の初めての英会話」	7月～8月 (全5回)	文化会館	延 64人	登録 16人 講師：ALT デバン・ホーキンス氏
生きがづくり生涯学習推進事業	12月20日	海洋センター	24人	講師：札幌国際大学スポーツ人間学部指導学科 本多 理紗氏
文化教室「しめ飾り作り～創作体験」	12月25日	海洋センター	11人	講師： 郷六 昌子氏
文化教室「フラワーアレンジメント、ハーバリウム制作体験」	3月	文化会館	中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(6) 高齢者教育事業

事業名	期日	会場	参加者数	備考
たけなわ学級	4～3月 (全8回)	文化会館外	延 63人	登録者数 31人 3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(7) 芸術文化事業

事業名	期日	会場	参加者数	備考
第45回文化祭「作品展示会」	10月25日 ～29日	文化会館	8団体 個人9人	来場者数延 243人 主催：文化団体連絡協議会
第52回文化祭「発表会」	11月3日	文化会館	8団体	来場者数延 196人 主催：文化団体連絡協議会
書初め大会	1月7日	文化会館	45人	講師：江城書の会 三浦 江城氏

(8) 読書(図書)活動事業

◎ 文化会館図書室開放実績

- ・開放日：月曜～金曜日(土・日及び祝日は休館)
- ・開放時間：午前9時～午後5時

	令和元年度	平成30年度	前年度比	備考
利用者数	793人	690人	103人増	
貸出冊数	1,894冊	1,688冊	206冊増	
購入費用	200千円	200千円	増減なし	
受入冊数	294冊	1,056冊	762冊減	
廃棄冊数	0冊	0冊	増減なし	
蔵書冊数	13,119冊	12,825冊	294冊増	

◎古平小学校読み聞かせ事業(読み聞かせボランティア活動)

- ・開催日：隔週月曜日

	令和元年度	平成30年度	前年比	備考
参加児童数	561人	665人	104人減	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月実施中止
回数	20回	22回	2回減	
登録人数	3人	3人	増減なし	

◎図書館ボランティア活動

- ・平成30年8月1日より実施
- ・開催日：毎週月・水・木・金(週1回のボランティア日を割当)
- ・活動内容：寄贈図書や新刊等の登録業務、図書室の掲示物作成など

	令和元年度	平成30年度	前年比	備考
登録人数	5人	6人	1人減	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月活動中止
回数	132回	186回	54回減	

・ 図書ボランティア研修会

事業名	期日	会場	参加者数	備考
図書資料保存・修理の理論及び実践(道立図書館市町村活動支援事業)	7月19日	文化会館	7人	講師： 道立図書館職員

(9) 文化団体連絡協議会

団体名	美術	短歌	俳句	書道	茶道	民謡	カワカ	合唱	舞踊	詩吟	合計
団体数	1	1	1	2	1	1	1	1	4	1	14
人数	12	11	3	26	10	4	7	11	18	4	106

(10) 社会教育関係施設

区分	名称	所在地	備考
歴史・資料	古平町民族資料室	浜町 旧古平高校	

(11) 古平町指定文化財

区分	名称	所在地	指定年月日
歌碑・句碑等	吉田一穂生誕百年記念碑「白鳥古誕」	文化会館前庭	H12.6.8
	水見悠々子句碑	文化会館前庭	H12.6.8
	高野素十句碑	文化会館前庭	H12.6.8
	今中素友歌碑・筆塚	禅源寺境内	H12.6.8
	野村泊月句碑	禅源寺境内	H12.6.8
	吉田一穂詩碑「魚歌」	巖島神社境内	H12.6.8
	吉田一穂詩碑「鎮魂歌」	琴平神社境内	H12.6.8
民俗文化財	琴平神社祭典神輿渡御行列	琴平神社社務所内	H12.6.8

Ⅲ) 生涯スポーツ係所管事項

(1) 健康教室事業

事業名	期日	会場	参加者数	備考
リラックスヨガ・リズム エクササイズ・ボクササイズ	3月4日 3月11日 3月18日	海洋センター	中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(2) 水泳教室事業

事業名	期日	会場	参加者数	備考
水泳教室（小学生対象）	6月17日 6月20日 6月24日	海洋センター	延45人	

(3) 各種教室

事業名	期日	会場	参加者数	備考
カヌー体験教室	7月29日	海洋センター	13人	主催： 海洋クラブ
ニュースポーツ体験会 (ボッチャ)	2月26日	海洋センター	中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
ニュースポーツ体験会 (ラダーゲッター)	3月19日	海洋センター	中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
ふるびらスポーツクラブ	4～3月 水・金曜日 計87日 (内プール8日)	海洋センター	登録者数30人 延2,145人	対象 4.5歳児 小学校1～3年生 3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(4) 各種大会

事業名	期日	会場	参加者数	備考
第44回古平ロードレース大会	10月14日	スポレク広場	1,198人	町内 182人 町外 1,016人
スキーツアー	2月29日	キロロスキー場	中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
ニュースポーツフェスティバル (ボッチャ・スポーツチャンバラ)	2月29日	海洋センター	中止	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(5) 委員・職員研修及び指導者養成

事業名	期 日	会 場	参加者数	備 考
後志管内体育協会連絡協議会総会	5月23日	古平町	3人	高野委員長外
北海道B&G地域海洋センター連絡協議会総会	5月30日	砂川市	2人	町長外
B&G北海道ブロック指導者実践研修会	8月5日 8月6日	積丹町	1人	中島主事
北海道スポーツ推進委員研究協議会	10月24日 10月25日	札幌市	2人	高野委員長外

(6) 施設利用状況

年度	海洋センター	武道館	スポレク広場
平成27年度	18,510人	1,201人	5,408人
平成28年度	17,609人	1,804人	5,145人
平成29年度	22,484人	2,143人	4,948人
平成30年度	21,150人	1,917人	4,638人
令和元年度	19,941人	1,945人	4,522人

☆ 海洋センター年間評価 20年度「B」・21年度「A」・22～R元年度「特A」

(7) 海洋センター利用団体

団体名	ソフトバレー	ゲートボール	体操クラブ	ミニバレー	バレーボール
	剣道	卓球	ラウンド・ワン	たらつり節踊り	

(8) 体育連盟加入団体

団体名	剣道	柔道	スキー	パークゴルフ	ラウンド・ワン	合計
人数	22人	15人	16人	42人	18人	113人

(9) 社会体育施設

名 称	所 在 地	備 考
古平町 B&G 海洋センター	浜町 1715 番地 1	体育館・プール
古平町武道館	浜町 158 番地の 1	柔道場
中島公園スポーツ・レクリエーション広場	浜町 1715 番地 1	野球場ほか
古平町多目的運動広場	浜町 932 番地	グラウンドほか

令和元年度事務・事業評価一覧

点検・評価 事業名 A:良 好・高い B:妥 当・中位 C:要改善・低い	評 価 内 容	今後の方向 A:積極的継続 B:前年同様継続 C:見直し改善
(1) 教育委員会の開催状況 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1度、定例開催している。 ・ 全委員で小中学校を訪問し、学校経営についての意見交換を行った。 ・ 会議の内容を広く住民に周知することを検討する必要がある。 	B
(2) 総合教育会議の開催状況 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月に開催し、小中学校を訪問し学校経営方針などの状況説明後、授業参観等を行った。 	A
(3) 教職員住宅の管理状況 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅の戸数、維持管理状況は適正である。 ・ 老朽未使用住宅の整理を検討する必要がある。 	B
(4) 教育費決算状況 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校体育館外壁改修工事が見込みよりも下回ったことから、予算執行率が86.7%となったが、それ以外の事業は適正に執行されている。 	B
(5) 学校保健 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進が図られている。 	B
(6) 就学援助制度 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古平町児童生徒就学援助費支給要綱に基づいた認定基準により認定している。 	B
(7) 奨学生の状況 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学生の保護者に対し、奨学金の支給を実施した。 	B
(8) 教職員の働き方改革の推進 (A)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「古平町立学校における働き方改革アクションプラン」に基づき実施した。 	B
(9) 学校給食実施状況 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旬の食材を使用した地産地消給食を実施した。 ・ 充実した給食だよりを毎月発行した。 ・ 米飯給食は古平産の米を使用した。 	B
(10) 社会教育委員会の開催 (B)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年3回の会議の内、3月に開催予定の会議を新型コロナウイルスのため書面開催とした。 ・ 社会教育推進のための意見交換等を行った。 	B

<p>(11) 生涯学習の推進体制 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域とともにある学校を目指すコミュニティ・スクールの準備委員会において、先進地視察等を行い、令和2年度導入に向けての準備を進めた。 ・ 地域学校協働活動として、小・中学校の授業補助や小学校低学年への読み聞かせを実施した。 	<p>A</p>
<p>(12) 家庭教育の推進 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブックスタート事業を年4回行い、対象者に絵本の提供及び読み聞かせを行うことができた。 ・ 料理の楽しさを学ぶとともに、親子のつながりを深めることを目的とした「親子料理教室」を実施した。 ・ 今後は、地域学校協働活動をさらに充実させる必要がある。 ・ ゲーム機などを長時間見ている子どもが多いことから、家庭と連携してゲーム機などを安全に利用するための取組を進める必要がある。 	<p>A</p>
<p>(13) 青少年教育事業 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習習慣の定着及び学力の向上を目的として、「放課後ふるびら塾」を実施した。 ・ 体験活動をとおして感情豊かで心身ともに健全な児童の育成を目指し「少年少女わんぱく王国」を開催した。年間10回の実施を計画していたが、新型コロナウイルスの影響により、9回の実施となった。 ・ 成人式は、成人者による実行委員会を立ち上げ、内容を検討し、その希望に沿って実施をした。 	<p>A</p>
<p>(14) 成人教育の推進 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の英会話能力の向上を目的として英会話教室を実施した。 	<p>B</p>
<p>(15) 高齢者教育の推進 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者への学習機会の提供と社会参加を促すため「たけなわ学級」を開催した。年間10回の実施を計画していたが、新型コロナウイルスの影響により、8回の実施となった。 	<p>B</p>
<p>(16) 芸術・文化の推進 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化団体連絡協議会主催の文化祭の出演者・出展者についてわずかであるが、増加した。 ・ 正月に開催の書初め大会は多くの小中学生が参加した。 	<p>B</p>

<p>(17) 読書活動の推進 (A)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 毎月、新刊図書の案内を町広報に掲載し、図書室利用を呼びかけた。 北海道立図書館の重点運営支援事業を受け、新刊図書の貸し出し支援、図書の修理・保存の研修会等を実施した。 前年から引き続き3ヶ月毎に300冊の本を貸りることのできる、大量一括貸出し制度を利用し、海洋センターに道立図書館貸出しスペースを設けることにより読書活動の推進を図った。 	<p>A</p>
<p>(18) 社会体育各教室の実施状況 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 幼児から小学3年生対象のふるびらスポーツクラブは登録者30人で延べ2,145人が参加した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月の実施は中止とした。 今後も事業を継続していくために、民間企業に委託せず、直接運営していく方法等を検討する必要がある。 水泳教室、カヌー教室を実施し、延べ58人が参加したが、健康教室、ニュースポーツ体験会は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止にした。 	<p>C</p>
<p>(19) 各種大会の運営状況 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ロードレース大会を実施し、1,198人の参加者があった。近年は、町外の参加者数の増加もあり、参加賞や景品等の費用が、運営費を圧迫していることから、見直しが必要である。 例年実施しているスキーツアーについては、新型コロナウイルスの影響により中止とした。 	<p>C</p>
<p>(20) 海洋センター管理運営状況 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> B&G財団からの評価は「特A」である。 老朽化に対応しながら町民要望に応えられるよう管理運営していく必要がある。 	<p>B</p>
<p>(21) プール管理運営状況 (B)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ここ数年、利用者は横ばいであるため、効果的な教室の開催など、利用の継続につながるようなメニューの検討が必要である。 	<p>C</p>

参考資料

【学識経験者意見全文①】

- 学校教育の推進については、昨年度までで、計画的に準備を進めてきたコミュニティースクールがスタートし、町として地域全体で子どもを育てる方針を明確にできたことが素晴らしいと受け止めている。これをふまえて学校は、これまで以上に学校の教育活動をオープンにし、町民と協働的に教育活動を推進することが大切になっていくと考える。
- 逆に言うと学校は、今まで以上に外の力を借りながら余力を生み出し、その余力を指導の質的な向上へとつなげ、子どもの「知・徳・体」の力をより高める事に注力したい。その意味においても、コミュニティースクールが着実に活動の質を高めることができるよう、望ましい学校運営協議会の活動づくりを進めていただきたい。
- 昨年度末からのコロナ禍により、学校は難しい運営を余儀なくされている。昨年度の教育費の決算状況について、中学校体育館外壁改修工事が当初予算を下回ったことから、予算執行率が86.7%となった以外は、計画通りの適正な執行状況であったことが報告されている。これからの時代の教育予算編成やその執行については、不確実な社会状況を反映させ、「計画通りできたかどうか」だけで取り組みの成否を判断するのではなく、学校や地域の実態や要望を細かく聞き取るなど、きめ細かな情報交換に立ち、今まで以上に実情に応じた効果的な予算づくりを行うとともに、年度途中でも随時学校や地域の実態・課題を把握し、より重要度の高い課題に即応した柔軟な執行を進める努力をしていただきたい。
- 教職員の働き方改革は、学校の自助努力だけでなく、コミュニティースクールの充実や学校現場におけるIT環境の向上など、複数の視点で同時並行的に推進することによって、教育活動の高まりが実感でき、尚且つ勤務環境の改善が進むように、取り組みを進めていただきたい。
- 社会教育の立場から学校を支援し、本町の子どもが抱える課題改善をめざそうとして積極的な事業展開がなされていることが伝わってきており、大変心強く感じる。子どもに直接関わる事業だけでなく、保護者支援の社会教育事業も行われており、活動の成果が広がることに期待している。保護者へのアプローチとして「親育ち」を促す視点で事業改善を図ることや、幼児教育向上の視点で、幼児センターと連携した活動なども検討していただけるとありがたい。
- 社会教育関連の行事運営は、昨年度末以来コロナ対応を踏まえ、自粛したり縮小したりせざるを得ず、担当した関係者はかなり苦心したと思われる。これまでの対応は、適切であったと捉えると同時に感謝したい。今後は、本町だけでなく全国的にも、それぞれの市町村がこれまで取り組んできた様々な活動の意義や費用対効果などを検証し、コロナ禍後に、継続する事業、内容を修正し改善を図って行う事業、中止や廃止をする事業などの色分けが必要になってくるはずである。その意味において、今回の事務事業評価の意味は今後非常に大きくなるはずである。その時に、根拠が明確でないまま、改廃が決しないようにするため、次年度以降の事務事業評価を行う上での、評価規準（いわゆる「のりじゅん」）と、評価基準（いわゆる「もとじゅん」）を定めておくことが必要である。

【学識経験者意見全文②】

平成 11 年 7 月に制定された古平町教育目標には、青い海・緑の山にかこまれ、先人のたくましい精神と人情を受けつぎ育まれた私たち町民は『自然と人間の調和』を求めて、明るく豊かな町づくりを目指します。

町民一人ひとりが社会人として責任の重さを自覚し、生涯学び続け、実践するたくましい人になるため、この教育目標を設定します。

- 1 希望を掲げ 自ら学び続ける人に
- 1 個性を伸ばし 文化を創造する人
- 1 スポーツに親しみ たくましく生きる人に
- 1 郷土を愛し 社会のためにつくす人に

このスローガンのもとで事業を行っておりますが古平町の人口も他町村同様減少傾向が止まりません。昭和 30 年に総人口が 10,073 のピークを迎え、平成 23 年製作の第 5 次古平町総合計画の人口推計より減少幅が残念ながら大きくなっておりまして近年の少子、高齢化（古平町の高齢化率は令和 2 年 1 月のデータで 44.3%）の影響は今後、今まであたりまえに受けておりました義務教育や医療、介護等の公的サービスや人口 3,000 人以上と言われておりますコンビニや一般小売店、飲食のサービス業等が今後維持できるのか気がかりなところです。

さて、そんな状況の中、令和元年度古平町教育行政執行方針による学校教育において、「確かな学力」の育成で家庭学習の習慣化のため「ふるびら通学合宿」4 日間 16 人参加や「放課後ふるびら塾」は 27 回の開催で延べ 581 人が参加されたことは学力向上に一定の効果が期待されるほか、文化・スポーツ活動の推進など積極的な姿勢がうかがえ、概ね妥当な内容であると思います。

今後さらに充実した教育事務をお願いします。

生涯学習の分野では、古平町第 4 次社会教育中期計画や教育行政執行方針等に基づき町民に対し様々な学習活動等が例年どおり展開されましたが社会教育団体等の助成・支援も行われ一定の効果が認められますが、特に成人教育・高齢者教育部門に関しては参加者が限定的で参加人数も減少傾向にあり内容の変更や参加者増に対し検討が必要かと思われま。

さて、児童・生徒には一年を通し様々な体験や学習の機会が与えられており文化活動やスポーツ等一定以上の成果があり高く評価したいと思います。また、学校教育に関しては現在の学校を取り巻く環境は大きく急激に変化してきている。

新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域の基盤として飛躍的に重要性を増していくとともに、これらをめぐる変化の早さが加速度的となり、情報化やグローバル化した社会的変化が人間の予測を超えて進展するようになってきている。

A I、I o T 技術の進展により学校教育にも G I G A スクール構想や S o c i e t y 5.0 社会の形成等の中で「学校便り」もデジタル化するよう文科省が求めている。今日のコロナ禍の中で整備が加速されるものと思われる。

これらのデジタル教育化は次代を担う子供達には避けて通れぬツールの一つであるがともすれば画一的になりがちで豊かな個性ある人材育成からかけ離れてしまいがちとならないよう見守りが必要かと思えます。

また、各教育事業全般をとおし、先にも記したように急激な少子高齢化の影響から文化・スポーツ団体、サークル活動等の地域活動事業は数件の解散も含め参加者が毎年減少傾向にあり、予算やボランティアの関係もあると思いますが今後の古平町活性化のため各団体の会員の確保、組織存続のため後継者の育成を図るなどして衰退しないよう継続的な検討するよう願います。